The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	Covid-19 の教育に対する権利への影響
Author(s)	徳永, 恵美香
Citation	未来共創. 2022, 9, p. 127-141
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/88551
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

論文

Covid-19 の教育に対する権利への影響

徳永 恵美香

要旨

本稿では、国連人権理事会の「教育に対する権利に関する特別報告者」が 2020 年 6 月に国連人権理事会に提出した Covid-19 の教育に対する権利への影響を調査した報告書「教育に対する権利：教育に対する権利に対するコロナウイルス感染症危機の影響―懸念、課題、機会」を取り上げる。本稿の目的は、そこで示された見解を概観することによって、Covid-19 の教育における影響をめぐる問題への示唆を示すことである。

目次

1. はじめに
2. 教育に対する権利と人権条約上の国家の義務
3. 教育権特別報告者から示された課題と勧告
4. おわりに

キーワード

Covid-19
教育に対する権利
国際人権法
不平等

大阪大学大学院人間科学研究科附属未来共創センター；tokunaga-emika@hus.osaka-u.ac.jp

1. はじめに

本稿の目的は、「教育に対する権利に関する特別報告者」(以下「教育権特別報告者」という)が2020年6月に「国際連合」(以下「国連」という)の人権理事会に提出したCovid-19の教育に対する権利への影響を調査した報告書「教育に対する権利：教育に対する権利に対するコロナウイルス感染症危機の影響—懸念、課題、機会」[1]（以下「Covid-19報告書」という）を取り上げ、そこで示された見解を概観することによって、Covid-19の教育における影響をめぐる問題への示唆を示すことである。

特別報告者は人権理事会の特別手続の1つであり、個人資格でかつ独立性を認められた専門家が任命される[2]。特別報告者は人権侵害の調査や緊急事態などに介入する権限を国連人権理事会から委任され、特定のテーマ(教育、女性に対する暴力、又は移住者など)と特定の国に関して、関係国の訪問調査や各テーマに関する研究調査を行い、その調査結果や助言、又は勧告をまとめた報告書を人権理事会に報告し、その多くは国連総会に報告される[3]。特別報告者によって示される見解や勧告には法的拘束力はない。しかし、特別報告者が人権理事会の特別手続の一環で、独立性を確保する専門家によって実施される以上、国連加盟国である国家は特別報告者から助言や勧告を誠実に履行することが求められる[4]。

現在の教育権特別報告者は、ブルキナファソの元教育・識字大臣のKoumbou Boly Barry 氏であり、2016年から教育権特別報告者を務めている[5]。今回のCovid-19報告書の準備に際して、Barry氏は、特別報告者の任務との関連で開催された、Covid-19の世界的流行に起因する教育における不平等の拡大をテーマとしたオンライン会議に参加するとともに、別の2つのオンライン会議に参加し、情報収集に努めた[6]。前者のオンライン会議の参加団体は、国際機関である「国連教育科学文化機構（UNESCO）」、「世界銀行」及び「教育のための世界的パートナーシップ」、機関間ネットワークである「緊急時における教育のための機関間ネットワーク（INEE）」、政府間機関である「イスラム世界教育科学文化機構」、非政府組織（以下「NGO」という）である「経済的、社会的及び文化的権利のための世界イニシアティブ」及び「教育に対する権利イニシ

アティブ」である[7]。また、上記の2つのオンライン・イベントは、Covid-19という危機的状況における教師の状況及び参加と、市民社会が直面する困難と危機的状況が及ぼす教育に対する権利への影響というテーマでそれぞれ開催された[8]。前者は、世界の178の国と地域の教職員組合からなる国際組織である「教育インターナショナル（Education International）」[9]の協力の下、「教育訓練のためのフランス語母語話者連合委員会（Comité syndical francophone de l'éducation et de la formation）」が主催した会議であり、後者は「Oxfamインターナショナル」などの複数のNGOが参加する運動体である「教育のための世界的キャンペーン（Global Campaign for Education）」が主催した会議である[10]。

教育権特別報告者がCovid-19報告書作成の情報源のために参加したこれらのオンライン会議は、それぞれの会議のテーマが限定的であることや、各会議を主催した組織や団体の目的の影響を受けたものであることを考慮すると、Covid-19の教育に対する権利への影響を評価するための資料や情報という意味では十分とは言い難い。しかし、Covid-19報告書は、2020年6月というCovid-19の世界的流行から半年が経過した時期までに示されたCovid-19の教育における影響をめぐる問題を示しており、その意味でその内容を検討することには一定の意義があると言える。以下では、最初に、教育に対する権利と人権条約上の国家の義務の主な内容を示し、次に教育権特別報告者が示した課題の内容を概観する。

2. 教育に対する権利と人権条約上の国家の義務[11]

2.1　国際法と国際人権法

国際法は、条約（条約の締約国が対象）と慣習国際法（国際社会のすべての国が対象）で成立しており、国際人権法は国際法の一分野として「人権保障に関する国際的な規範、及びそれを実施するための法制度や手続きの体系を指す」[12]。国際人権法には、締約国の管轄下の人々の人権を保障することを締約国に義務付ける人権条約などの多数国間条約や、国連総会で採択された宣言や決議、国連内の人権保障制度をなす人権理事会と人権条約機関から出された勧告などが含まれる。主要な人権条約には、「経済的、社会的及び文化的権利に関す

る国際規約」[13]（以下「社会権規約」という）、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」[14]（以下「自由権規約」という）、「児童の権利に関する条約」[15]（以下「子どもの権利条約」という）を含む9つの条約がある。

上記の主要な人権条約上の各権利と各権利に関する締約国の義務の内容を明らかにするためには、締約国に課される一般的な法的義務を定める一般規定（社会権規約2条や自由権規約2条など）と、生命に対する権利（自由権規約6条1項）や健康に対する権利（社会権規約12条）、教育に対する権利（社会権規約13条）などの実体規定を合わせ読むことが必要となる。その際、人権条約の実施機関である人権条約機関（自由権規約委員会や社会権規約委員会など）が示す解釈の指針である「一般的意見」や「一般的勧告」、人権条約上の個人通報制度で示された人権条約機関の「見解」などを、一定の要件の下で解釈の際に参照することもできる[16]。

2.2　教育に対する権利と人権条約上の国家の義務

教育に対する権利に関しては、社会権規約13条や14条、子どもの権利条約28条や29条などで規定されている。例えば、社会権規約13条は4つの項を設けて、教育に対する権利を規定するが、その1項では次のように規定する[17]。

> 「1 この規約の締約国は、教育についてのすべての者の権利を認める。締約国は、教育が人格の完成及び人格の尊厳についての意識の十分な発達を指向し並びに人権及び基本的自由の尊重を強化すべきことに同意する。更に、締約国は、教育が、すべての者に対し、自由な社会に効果的に参加すること、諸国民の間及び人種的、種族的又は宗教的集団の間の理解、寛容及び友好を促進すること並びに平和の維持のための国際連合の活動を助長することを可能にすべきことに同意する。」

他方、社会権規約2条1項は、「この規約の各締約国は、立法措置その他のすべての適当な方法によりこの規約において認められる権利の完全な実現を漸進的に達成するため、自国における利用可能な資源を最大限に用いること

により、個々に又は国際的な支援及び協力、特に、経済上及び技術上の支援及び協力を通じて、行動をとることを約束する。」と規定する[18]。また、その2項では、「この規約の締約国は、この規約に規定する権利が人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位によるいかなる差別もなしに行使されることを保障することを約束する。」と規定する[19]。これらの条約の規定を、「条約法に関するウィーン条約」31条1項[20]に基づいて、「文脈によりかつその趣旨及び目的に照らして与えられる用語の通常の意味に従い、誠実に解釈する」と、次のように解することができる。すなわち、「自国における利用可能な資源を最大限に用い」、「個々に又は国際的な支援及び協力」を通じて、「立法措置その他のすべての適当な方法」によって、教育に対する権利の「完全な実現を漸進的に達成するため」の実質的な措置をとることと、教育に対する権利が「いかなる差別もなしに行使される」ことを確保することを社会権規約の締約国に求めていると解することができる。

3.　教育権特別報告者が示した課題

3.1　課題

教育権特別報告者は、Covid-19報告書で、Covid-19の教育に対する権利への影響に関する個別の課題として、次の5つを挙げる。すなわち、(1)「構造的差別と増加する不平等（Structural discrimination and rising inequalities)」、(2)「改善手段の十分さと不十分さ：高い技術、低い技術及び非技術的な解決策（Adequacy and inadequacy of remedial tools: high-tech, low-tech and no-tech solutions)」、(3)「教育のデジタル化：課題と機会（Digitization of education: challenges and opportunities)」、(4)「教員と他の教育労働者の権利（Rights of teachers and other education workers)」及び（5)「公教育の将来（Future of public education systems)」である[21]。これらの中で、教育権特別報告者は、(5）に関して、健康と教育の明確な関係を考慮しないまま、教育に対する財政投入を犠牲にして、健康に過度な財政が割り当てられることを危惧する見解を示している[22]。

また、これらの課題と関連して、教育権特別報告者は、Covid-19 の教育に対する権利への影響の評価を実施する際に考慮に入れるべきものとして、Covid-19 の世界的流行に対応するためにとられた措置に起因する不平等の拡大、教育制度の背後にある経済的・財政的モデルの持続可能性、公的・私的分野における教育労働者に対する社会的保護が十分かどうか、国家行政、教育機関、教師、学習者、親及び地域社会の間の協力の欠如、「デジタル学習（digital learning）」や「オンラインでの遠隔学習（online distance learning）」の急速な拡大とその影響などを挙げる[23]。以下では、教育権特別報告者が示した上記の課題の中で、特に Covid-19 の教育における影響をめぐる問題と関連する（1）から（4）の内容を概観することとする。

3.2 「構造的差別と増大する不平等」

教育権特別報告者は、教育機関の閉鎖と Covid-19 の世界的流行に結果生じた社会的及び経済的な危機の結果、教育を受ける機会における不平等の深刻な拡大が見られると指摘する[24]。教育権特別報告者は、この点に関する主要な要因の 1 つとして、Covid-19 の世界的流行の発生前から社会の中にすでに存在していた構造的な不平等の存在を強調するとともに、この不平等が社会的地位、経済的な地位、遠隔地、性別、ジェンダー、言語、宗教、皮膚の色、国民的又は民族的起源、障害、又はその他の地位に基づいたものであると述べる[25]。さらに、これらに加え、インターネット環境への利用可能性の有無や、本人又は親が医療従事者かどうかも不平等や差別の事由になりうると指摘する[26]。

また、教育権特別報告者は、このような構造的な不平等によって社会的に弱い立場に置かれている子どもたちの中で、次のケースに当てはまる場合は、学校の閉鎖によってさらに深刻な影響を受けると述べる[27]。すなわち、様々な理由によって自宅で効果的な学習を確保することができない親を持つ場合、学校での使用言語と自宅での使用言語が異なる場合、家庭での学習の質が低い場合、家庭環境が安全でない場合、家庭内でインターネット環境の利用が可能ではない場合、家族の一員の介護をしている場合、又は学校の閉鎖により給食の提供がなくなり飢えを経験する場合などである[28]。

他方、教育権特別報告者は、Covid-19 の世界的流行が子どもや若者の中退につながる可能性も指摘する[29]。この背景には、Covid-19 の影響で親が授業料などの学校生活で必要となる経費を支払うことができない場合や、子どもが家族を経済的に支える必要がある場合、学校が経済的に破綻し閉校した場合、又は学校が短期間に安全な帰還を確保するために必要な衛生措置や保護措置を確保することができない場合などの多様な理由が考えられる[30]。さらに、学校閉鎖が学校給食と心理的支援を含む社会的サービスの利用可能性を閉ざすことにつながるだけでなく、家庭内暴力や性的な暴力、ジェンダーに基づく暴力、児童結婚、児童労働、人身売買及び武力紛争下での徴兵などのリスクを増大させることも合わせて指摘する[31]。

3.3 「改善手段の十分さと不十分さ：高い技術、低い技術及び非技術的な解決策」

教育権特別報告者は、インターネット環境の活用、コンピューター、タブレット、テレビスクリーン及びラジオなどを用いた教育環境の整備に対して一定の評価を示しつつ[32]、緊急事態における教育の継続性の確保のための最良の方法として、高い技術を用いることを志向する傾向に強い警戒感を示す[33]。また、教育権特別報告者は、平時と緊急時における教育の継続性の確保のために、オンラインでの遠隔地学習に関する手段に過度に依存することが不平等な状態を悪化させる恐れがあると指摘する[34]。教育権特別報告者がこのような見解を示した背景としては、同氏が、緊急事態には、「高い技術、低い技術及び非技術的な解決策」を相互に含みながら対応を考えることが特に重要であり、印刷物のような単純な技術が学習の継続性に好影響を与えるとの立場に立っていることが理由の 1 つであると考えられる[35]。

デジタル学習やオンラインでの遠隔学習では、インターネットの接続を支援するための設備の整備が必要となるが、その整備は容易ではない。また、このような形態の学習では、教員、子ども、親がそれらの設備の使用方法を習得する必要がある[36]。教育権特別報告者は、デジタル学習やオンラインでの遠隔学習を利用する際には、これらの問題の解決に加え、教員、

生徒及び生徒間の相互関係の持続性の確保、データのダウンロードやアップロード、ストリーミングなどのための費用及びハードウェア購入が家計を圧迫する可能性などを考慮に入れる必要があると述べる[37]。

3.4 「教育のデジタル化：課題と機会」

教育権特別報告者は、デジタル学習やオンラインでの遠隔学習は、「教育に対する権利に悪影響を及ぼし、かつ有益でもない」として、否定的な立場を明確に示している[38]。また、教育権特別報告者は、このような形態の学習は、Covid-19 の世界的流行のような緊急事態に対応するための一時的な解決策であると考えられるべきであり、学校現場での教員と生徒との間の教育に取って代わるべきではないと強調する[39]。これら指摘は、教育権特別報告者が、デジタル学習やオンラインでの遠隔学習の内容とその効果及び意味自体に警戒感を感じていることを示すだけでなく、このような形態の学習が及ぼす子どもや他の学習者の教育や健康への影響、コンピューターやテレビなどのスクリーンの過度な使用が及ぼす子どもへの影響、及びインターネット上におけるいじめやハラスメントなどの問題に強い懸念を抱いており、これらを含む多くの課題に取り組むべきであるとの立場を反映していることが背景にあると考えられる[40]。

他方、教育権特別報告者は、データの保護、教員や学習者のプライバシーの侵害及びそれらに関する国内制度の整備が十分に進んでいない点や、デジタル技術を介して教育現場に私企業の過度な介入を招いている点なども、教育のデジタル化によって引き起こされた問題点であると指摘している[41]。教育権特別報告者は、これらの点に関連して、教育に関するデータや管理を一部の国に拠点を持つ数社の企業に委ねる危険性は看過すべきではないと指摘した上、商業的な解決策に代わる方法を探る必要性を強調する[42]。

3.5「教員と他の教育労働者の権利」

教育権特別報告者は、教員と教育機関で働く教育労働者が、労働や健康に関する社会権規約上の権利の侵害に直面していると指摘する[43]。これら

の権利には、公正な賃金、いかなる差別もない同一価値の労働についての同一報酬、安全かつ健康的な作業条件、昇進に対する機会均等、休息、余暇及び労働時間の合理的な制限の保障などを内容とする公正かつ良好な労働条件を享受する権利（社会権規約７条）、労働組合の結成や加入などを含む労働基本権（社会権規約８条）、社会保険などを含む社会保障に対する権利（社会権規約９条）、及び最高水準の身体的及び精神的健康を享受する権利（社会権規約 12 条）などが含まれる[44]。

これらの中で、教育権特別報告者は、特に安全かつ健康的な作業条件との関連では、教員や教育労働者は Covid-19 の世界的流行という緊急事態の中で学校現場などで働き続けているにもかかわらず、衛生状態を考慮に入れた上で提供されるべき十分な保護が適切に提供されていない点に懸念を示している[45]。また、雇用状況や報酬の支払いなどに関しては、Covid-19 の影響によって、特に私立学校の教員や不安定な雇用契約の教員、代理教員、移民の教員、女性の教員などが契約終了、給料削減、給与未払い及び無給の休業の強制などに直面していると指摘している[46]。

4. おわりに

本稿では、Covid-19 が及ぼした教育に対する権利への影響を検討した教育権特別報告者の Covid-19 報告書を取り上げ、同報告書が示した課題の内容を概観した。同報告書は、「構造的差別と増加する不平等」、「改善手段の十分さと不十分さ：高い技術、低い技術及び非技術的な解決策」、「教育のデジタル化：課題と機会」、「教員と他の教育労働者の権利」、「公教育の将来」という５つの課題を示したが、それらに共通して言えることは、Covid-19 の世界的流行によって教育制度の中に深く潜む不平等と脆弱性があらわになり、教育に対する権利をはじめとする人権の侵害とさらなる侵害の可能性が示されたということである[47]。他方、教育権特別報告者は、同報告書の中で、Covid-19 に対する各国の対応の中で新たに提起されたデジタル学習やオンラインでの遠隔学習などの科学技術の活用に関して、教育に対する権利をはじめとする関係者の人権に及ぼす影響を考慮し、一

貫して否定的な立場を示している。教育権特別報告者のこのような立場は、「教育のデジタル化」に関する措置が、生命に対する権利や健康に対する権利の保障を目的として示された人の移動を制限する措置（学校閉鎖など）を前提としていることに危惧を示しているとも言える。すなわち、生命に対する権利や健康に対する権利を保障するための措置は、教育に対する権利などの他の権利との関係と影響を十分に考慮に入れた上でとるべき措置を検討しかつ実施しなければ、当事者に対して新たな人権侵害を生じさせる可能性があるということである。また、同報告書は、Covid-19 という緊急事態における教育に関する措置を国家が検討し実施する場合には、構造的な不平等の問題との関連を慎重に検討しつつ、子どもや教員、教育労働者及び親などの関係者の人権に対する影響を改めて検討することを提起していると言える。

ただし、Covid-19 報告書では、Covid-19 の教育における影響をめぐる課題に関して、国際人権法の観点から包括的な検討が行われたが、個別の問題と人権条約上の個別の権利及び国家の義務に関する詳細な検討は行われていない。この点は、本稿著者に残された課題とし、今後検討を重ねていく予定である。なお、Covid-19 の教育における影響をめぐる個別の問題に関しては、フランスのデジタル教育に関する園山論文を参照されたい。また、Covid-19 によって改めてあらわになった教育における構造的不平等に関しては、ケニアの私立学校に関する小川論文と、日本の夜間中学校に関する榎井論文を参照されたい。

謝辞

本研究は JSPS 科研費 JP20k01313 の助成を受けたものである。

注

1　Human Rights Council, Right to education: impact of the coronavirus disease crisis on the right to education – concerns, challenges and opportunities, Report of the Special Rapporteur on the right to education, A/HRC/44/39, 30 June 2020 (hereinafter, “A/HRC/44/39”). なお、国連人権理事会や人権条約機関の事務局を務める国連人権高等弁務官事務所は、Covid-19 の世界的な大流行が始まった当初から現在に至るまで、Covid-19が人権に及ぼす影響

と国際人権法の観点から国家がとるべき措置に関する情報や資料を数多く発信している。United Nations Office of the High Commissioner for Human Rights (OHCHR), "COVID-19 and its human rights dimensions" https://www.ohchr.org/EN/NewsEvents/Pages/COVID-19.aspx（2022/3/8アクセス）参照。

2　国際連合広報センター「特別手続き」https://www.unic.or.jp/activities/humanrights/hr_bodies/special_procedures/（2022/3/8アクセス）

3　国際連合広報センター「特別手続き」同。

4　小坂田裕子「国連における特別報告者について　国際法学会エキスパート・コメントNo.2017-2」https://jsil.jp/archives/expert/2017-2（2022/3/8アクセス）

5　OHCHR, “Special Rapporteur on the right to education” https://www.ohchr.org/en/issues/education/sreducation/Pages/SREducationIndex.aspx（2022/3/8アクセス）

6　A/HRC/44/39, para. 8.

7　Ibid.

8　Ibid.

9　Education International, “Who we are” https://www.ei-ie.org/en/about/who-we-are（2022/3/8アクセス）

10　A/HRC/44/39, para. 8.

11　本節は、徳永恵美香「原子力災害被災者と国際人権法—国連人権理事会・人権条約機関からの勧告と国内避難民に関する指導原則をどう活かすか」日本居住福祉学会編『日本居住福祉研究』27号（2019年）7-8頁を、教育に対する権利の観点から加筆修正したものである。

12　申惠丰『国際人権法—国際基準のダイナミズムと国内法との協調 第2版』（信山社）、2016年、34頁。

13　International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights, 16 December 1966, in force 3 January 1976, 993 UNTS 3 (hereinafter, “ICESCR”). なお、本稿では、人権条約の日本語訳は公定訳を用いる。

14　International Covenant on Civil and Political Rights, 16 December 1966, in force 23 March 1976, 999 UNTS 171 (hereinafter, “ICCPR”).

15　Convention on the Rights of the Child, 20 November 1989, in force 2 September 1990, 1577 UNTS 3 (hereinafter, “CRC”). 公定訳では「児童の権利に関する条約」だが、学校教育法において「児童」は満6歳から12歳未満の小学生を指すと規定しており（学校教育法17条及び18条）、「child」の訳語として「児童」を用いると、「child」の対象を狭める印象を主に与えるため、本稿では「児童」ではなく、「子ども」の訳語を用いる。

16　坂元茂樹『人権条約の解釈と適用』（信山社）、2017年参照。

17　ICESCR, Art. 13 (1).

18 Ibid., Art. 2 (1).

19 Ibid., Art. 2 (2).

20 Vienna Convention on the Law of Treaties 1969, 23 May 1969, into force 27 January 1980, 155 UNTS, 331, Art. 31 (1).

21 A/HRC/44/39, paras. 22-78.

22 Ibid., para. 76.

23 Ibid., para. 21.

24 Ibid., para. 22.

25 Ibid., para. 23.

26 Ibid., paras. 23 and 28.

27 Ibid., para. 25.

28 Ibid.

29 Ibid.

30 Ibid.

31 Ibid.

32 Ibid., para. 32.

33 Ibid., para. 33.

34 Ibid., para. 36.

35 Ibid., para. 33.

36 Ibid., para. 39.

37 Ibid., paras. 34-35.

38 Ibid., para. 46.

39 Ibid., para. 47.

40 Ibid., para. 46.

41 Ibid., paras. 49-51.

42 Ibid., para. 52.

43 Ibid., paras. 54-55.

44 Ibid., para. 55.

45 Ibid., paras. 63-64.

46 Ibid., paras. 68-69.

47　Sandra Fredman, “A human rights approach: The right to education in the time of COVID-19,”*Child Development*, Vol.92, No. 5, 2021, p. 902.

参考文献

日本語文献

坂元茂樹

2017『人権条約の解釈と適用』東京：信山社。

申惠丰

2016『国際人権法—国際基準のダイナミズムと国内法との協調 第2版』東京：信山社。

徳永恵美香

2019「原子力災害被災者と国際人権法—国連人権理事会・人権条約機関からの勧告と国内避難民に関する指導原則をどう活かすか」日本居住福祉学会編『日本居住福祉研究』27, pp. 6-16.

英語文献

Fredman, Sandra,

2021　A human rights approach: The right to education in the time of COVID-19. *Child Development* 92 (5): 900-903.

Human Rights Council

2020　Right to education: impact of the coronavirus disease crisis on the right to education – concerns, challenges and opportunities, Report of the Special Rapporteur on the right to education, A/HRC/44/39, 30 June 2020.

Web サイト

小坂田裕子

2017「国連における特別報告者について　国際法学会エキスパート・コメントNo.2 017-2」https://jsil.jp/archives/expert/2017-2（2022/3/8アクセス）

国際連合広報センター

2016「特別手続き」
https://www.unic.or.jp/activities/humanrights/hr_bodies/special_procedures/
（2022/3/8 アクセス）

United Nations Office of the High Commissioner for Human Rights

2022　COVID-19 and its human rights dimensions
https://www.ohchr.org/EN/NewsEvents/Pages/COVID-19.aspx（2022/3/8アクセス）

United Nations Office of the High Commissioner for Human Rights

2022　Special Rapporteur on the right to education
https://www.ohchr.org/en/issues/education/sreducation/Pages/SREducationIndex.aspx

（2022/3/8アクセス）

Education International
2022　Who we are
https://www.ei-ie.org/en/about/who-we-are（2022/3/8アクセス）

RESEARCH ARTICLE

The Impact of COVID-19 on the Right to Education

Emika TOKUNAGA

Abstract

The Special Rapporteur on the right to education in the United Nations Human Rights Council(HRC) submitted the HRC her report on impact of the coronavirus disease crisis on the right to education on June 2020. This article aims at showing the concerns, challenges and recommendations suggested in her report from the viewpoint of international human rights law.

Keywords : Covid-19, The Right to Education, International human rights law, Inequalities